

第3期スポーツ基本計画

答申

はじめに(P. 3)

第1部 我が国における今後のスポーツ施策の方向性

第1章 社会変化の中で改めて捉える「スポーツの価値」

1. 第2期計画の総括的な評価 (P. 6)
2. スポーツ基本計画における「スポーツ」の捉え方 (P. 9)
3. 新型コロナウイルス感染症の影響と東京大会の開催を通じて再確認された「スポーツの価値」 (P. 11)

第2章 中長期的なスポーツ政策の基本方針と第3期計画における「新たな視点」 (P. 14)

第2部 今後取り組むべきスポーツ施策と目標

第1章 東京大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に向けて、特に重点的に取り組むべき施策

- (1) 東京大会の成果を一過性のものとしない持続可能な国際競技力の向上 (P. 18)
- (2) 安全・安心に大規模大会を開催できる運営ノウハウの継承 (P. 19)
- (3) 東京大会を契機とした共生社会の実現、多様な主体によるスポーツ参画の促進 (P. 19)
- (4) 東京大会で高まった地域住民等のスポーツへの関心をいかした地方創生、まちづくり (P. 21)
- (5) 東京大会に向けて培われた官民ネットワーク等を活用したスポーツを通じた国際交流・協力 (P. 21)
- (6) 東京大会の開催時に生じたスポーツに関わる者の心身の安全・安心確保に関する課題を踏まえた取組の実施 (P. 22)

第2章 「新たな三つの視点」を支える具体的な施策

1. スポーツを「つくる／はぐくむ」(新たな視点①)
 - (1) 多様な主体が参画できるスポーツの機会創出 (P. 23)
 - (2) 自主性・自律性を養う指導ができるスポーツ指導者の育成 (P. 23)
 - (3) スポーツ界におけるDXの導入 (P. 24)
2. 「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる (新たな視点②)
 - (1) スポーツを通じた共生社会の実現 (P. 25)

(2) スポーツ団体のガバナンス・経営力強化、関係団体等の連携・協力を通じた我が国
のスポーツ体制の強化(P. 25)

(3) スポーツを通じた国際交流・協力(P. 25)

3. スポーツに「誰もがアクセス」できる（新たな視点③）

(1) 地域において、住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」等の機会の提供(P. 26)

(2) アスリート育成パスウェイの構築及びスポーツ医・科学、情報等による支援の充実 (P. 26)

(3) 本人が望まない理由でスポーツを途中で諦めることがないような継続的なアクセス
の確保(P. 27)

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

(1) 多様な主体におけるスポーツの機会創出(P. 28)

(2) スポーツ界におけるDXの推進(P. 36)

(3) 国際競技力の向上(P. 38)

(4) スポーツの国際交流・協力 (P. 43)

(5) スポーツによる健康増進(P. 47)

(6) スポーツの成長産業化(P. 50)

(7) スポーツによる地方創生、まちづくり (P. 51)

(8) スポーツを通じた共生社会の実現(P. 55)

(9) 担い手となるスポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化(P. 57)

(10) スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」 (P. 58)

(11) スポーツを実施する者の安全・安心の確保(P. 66)

(12) スポーツ・インテグリティの確保(P. 68)

第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

1. 第3期計画における取組・施策の実効性を高めるためのEBPMの推進(P. 73)

2. 第3期計画の広報活動の推進(P. 74)

3. 第3期計画実施のための財源の確保と効率的・効果的な活用(P. 75)

4. 第3期計画を支える様々な主体に期待される役割とそれに対する支援(P. 76)

おわりに(P. 79)

はじめに

(新型コロナウイルス感染症と東京オリンピック・パラリンピック競技大会等がスポーツに与えた影響)

現行の第2期スポーツ基本計画（以下「第2期計画」という。）は、平成29年度から令和3年度までの5年間を対象期間として、我が国のスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成29年3月に策定された。

この期間中、例えば、大規模なスポーツの国際競技大会としては、平成30年に開催された平昌オリンピック・パラリンピック冬季競技大会で日本代表選手団が活躍した。また、我が国においては令和元年9月から、アジア初となるラグビーワールドカップ2019が日本で開催され、海外からの24万を超える人々を含めて延べ170万人の観客がスタンド観戦し、また世界中の人々にデジタルメディアやSNS等を通じて試合が発信された。大会では日本代表チームが初の決勝トーナメントに進出し、「ワンチーム」をスローガンに結束して戦う姿を通して、多くの人々が感動を分かち合った。加えて、スポーツホスピタリティの取組をはじめ、6,400億円超とも言われる我が国への経済波及効果や、東日本大震災の被災地を含めた全国各地での開催がその地域の活性化に貢献する¹など、我が国のスポーツ界や社会に大きく貢献することを通じて、スポーツの意義を再確認する契機ともなった。

そして、令和2年夏の東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京大会」という。）の開催に向けて、令和元年11月に新しい国立競技場が竣工^{しゅんこう}されるなど着実な準備が進められてきた。

しかしながら、令和2年に入り、世界的な規模で、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス」という。）の拡大が急速に進み、同年3月には、東京大会の1年延期が決定した。国内のスポーツイベント等の開催自粛や全国一斉の学校休業要請が行われる中、同年4月に我が国初の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令され、人々の日常生活は一変し、スポーツ活動どころか外出することすらはばかられるような厳しい環境下での生活を送らざるを得なくなった。

他方、新型コロナウイルスの影響下にあって、様々なスポーツ活動が中止・延期等を余儀なくされ、スポーツに親しむ機会が失われていった一方で、我が国のスポーツ関係者は、そうした状況を開拓するため、ガイドラインを策定して感染症対策を徹底し、無観客開催や入場者数制限、あるいはデジタルを活用した新しい観戦方法の導入といった様々な創意工夫を凝らしながら、スポーツイベントや児童・生徒・学生の全国大会を開催するなど、スポーツを通じて、人々や社会を勇気づける取組、日常を取り戻す取組が続けられてきた。

¹ （出典）「ラグビーワールドカップ2019日本大会開催後経済効果分析レポート」((公財) ラグビーワールドカップ2019組織委員会)

こうした努力の積み重ねの中、令和3年夏、原則無観客での実施とはなったが、1年延期された東京大会が開催され、世界中から集まったトップアスリートによる数々の熱戦が繰り広げられ、国内外の多くの人々にその様子が届けられた。

(様々な社会状況の変化)

これら第2期計画の策定時には予期しえなかつた事象に加え、我が国のスポーツ界を取り巻く様々な社会環境もまた、大きく変化している。

例えば、日本の総人口は平成20年をピークに減少局面に入つて10数年が経過し、いよいよ小学生児童数に加え、中学生生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行している。また、この人口の減少傾向は、都市部に比べ、地方においてより加速しており、高齢化が更に進むことが見込まれている。

これらは、スポーツに参画する者やそれを支える担い手の不足、学校部活動や地域におけるスポーツ・運動環境の維持の困難さにつながり、地域間格差の拡大にも大きな影響を与えていると考えられる。このため、あらゆる世代のスポーツ機会の確保が急務であり、スポーツを活用した健康増進や地方創生の取組にも大きな期待が集まっている。

また、産業だけでなく社会の隅々までA I・ビッグデータ・I o T・ロボティクスなど様々な技術革新が急速に広がる Society 5.0 時代が到来し、こうした先端技術の活用を通じて人々の「働き方」や「生活様式」などのライフスタイルも大きく変わろうとしている²。テレワークの普及を始めとする働き方改革も進展し、生活時間の使い方にも変化が生まれようとしている中、デジタル化など先端技術を取り入れたスポーツの推進を図るとともに³、Sport in Life の理念⁴に基づき、毎日の生活の中でスポーツに親しむ時間や環境を確保することが求められている。

さらに、国際的に見ても、U N E S C O のカザン行動計画⁵やS D G s⁶への貢献など、ス

² 事業者等における「健康経営」の推進、テレワークやワーケーションの導入、シェアリングエコノミーの展開やS NSによる交流の一層の普及など

³ スポーツは、アスリートのパフォーマンス向上という観点からも、観客のファンエンゲージメントを高めるという観点からも、デジタル・テクノロジーとの親和性が高い分野である。データ解析などに基づくエビデンスをベースにした練習方法等の開発・実践等の取組を進めた柔道が東京大会において高い成績を収めるとともに、新型コロナウイルスの影響を受けてA I、VR・A R等の技術等を活用した新たなスポーツの楽しみ方も広がった。このように、スポーツ活動にデータ・デジタル技術を取り入れることで、新たなスポーツの「する」「みる」「ささえる」を実現するための手立てを掲げることが求められる。

⁴ スポーツが生涯を通じて人々の生活の一部となることで、スポーツを通じた「楽しさ」や「喜び」の拡大、共生社会の実現など、一人一人の人生や社会が豊かになるという理念

⁵ 2017年に開催された第6回ユネスコ教育・スポーツ担当大臣等国際会議（M I N E P S）にて採択された提言であり、「万人のためのスポーツへのアクセスに関する包括的な構想の展開」、「持続可能な開発と平和に向けたスポーツの貢献の最大化」、「スポーツの高潔性の保護」の三つのテーマに基づいている。

⁶ 持続可能な開発目標（S D G s）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（M D G s）の後継として、2015

スポーツの力を活用して、持続可能な社会や共生社会の実現に向けた国際的な取組が様々な形で進展しており、日本は、このような国際的な動きをリードする立場から、様々なスポーツを通じた国際交流・協力に一層取り組むことが期待されている。

(第3期スポーツ基本計画の策定に向けて)

このような第2期計画期間中の動向を踏まえつつ、令和4年度から令和8年度までを対象期間とする第3期スポーツ基本計画（以下「第3期計画」という。）を新たに策定するため、令和3年4月、スポーツ庁長官からスポーツ審議会に対して諮問が行われ、第2期計画の成果・課題の分析とともに、生涯を通じた豊かな Sport in Life ビジョン等も含め 2030 年以降を見据えたスポーツ政策の在り方と、今後 5 年間のスポーツ政策の目指すべき方向性及び主な施策の内容について専門的な審議の依頼がなされた。

同審議会では、総会を 5 回、総会の下に設けられたスポーツ基本計画部会を 12 回開催するとともに、同審議会に設置された健康スポーツ部会においてスポーツ実施率に関する目標設定や多様な主体におけるスポーツ実施の促進、地域スポーツ環境の整備等について半年間にわたり議論された内容も踏まえ、スポーツ団体のみならず、地方公共団体や経済団体等の様々な関係者の意見や要望等を幅広く聴取しながら、第2期計画から引き継いでいくべき基本的な考え方や個別具体的の施策とともに、デジタル化や少子高齢化の進捗、働き方改革の動向や生活環境の変化など様々な社会環境や状況の変化も丁寧に分析・評価して、新たに取り入れるべき考え方や政策等は何か、といった「不易と流行」を意識した精力的な審議を行った上で、令和4年3月3日、ここに答申を取りまとめてこととする。

年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことが宣言されている。

第1部 我が国における今後のスポーツ施策の方向性

第1章 社会変化の中で改めて捉える「スポーツの価値」

1. 第2期計画の総括的な評価

第2期計画では、①「スポーツで「人生」が変わる！」、②「スポーツで「社会」を変える！」、③「スポーツで「世界」とつながる！」、④「スポーツで「未来」を創る！」という4つの観点に基づく中長期的なスポーツ政策の基本方針のもと、「今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策」として、4つの大きな柱ごとの政策目標が設定されている。

これら4つの柱に関し、第2期計画中の施策・目標の進捗に関する総括的な評価は、おおむね以下の通りである。

(1) スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実

【第2期計画で掲げた政策目標】

ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行う。その結果として、成人のスポーツ実施率を週1回以上が65%程度（障害者は40%程度）、週3回以上が30%程度（障害者は20%程度）となることを目指す。

スポーツ参画人口の拡大について、若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進、指導者等の人材育成やスポーツ施設等の場の充実に向けて施策に取り組んだ結果、成人の週1回・週3回以上のスポーツ実施率、障害者の週1回・週3回以上のスポーツ実施率は計画策定期と比較していずれも上昇し、一定の達成度を得たと考えられるが、成人の週3回以上の実施率のほかは、第2期計画において設定した目標値には届いていない⁷。

引き続き、目標達成に向け、国民のスポーツ実施に向けた環境整備、機運醸成を行う必要があり、特に、スポーツを実施しているが頻度が週1回に満たない層とスポーツ非実施層といった2つの階層へのアプローチを進めていく必要がある。

(2) スポーツを通じた活力があり 紋の強い社会の実現

⁷ 令和3年度の成人の週1回以上のスポーツ実施率は56.4%、障害者の週1回以上のスポーツ実施率は31.0%、成人の週3回以上のスポーツ実施率は30.4%、障害者の週3回以上のスポーツ実施率は16.5%。

【第2期計画で掲げた政策目標】

社会の課題解決にスポーツを通じたアプローチが有効であることを踏まえ、スポーツを通じた共生社会等の実現、経済・地域の活性化、国際貢献に積極的に取り組む。

スポーツを通じた共生社会の実現については、多様な主体におけるスポーツ実施環境の整備等に取り組んできたところではあるが、例えば、前述の通り、障害者のスポーツ実施率は増加傾向にあるものの依然目標達成には至っておらず、女性については男性よりもスポーツ実施率が低い状況⁸であるなど、誰でも等しくスポーツが実施できる環境の構築に向けて、引き継いでの取組が求められる。また、スポーツを通じた健康長寿社会の実現については、スポーツによる健康増進効果に係るエビデンスの蓄積・普及等を行ってきたが、更なるエビデンスの蓄積や、それらをまとめ、活用するための体制整備が求められている。

経済・地域の活性化については、スタジアム・アリーナ改革やスポーツ産業と他産業との融合の促進、スポーツツーリズム等の取組の促進等の施策を通じて、進歩が図られてきたところではあるが、新型コロナウイルスの影響等もあり、当初想定した施策等では十分に対応ができない側面が生じたところである。また、各地域等での担い手の確保や質の向上にも引き続き取り組む必要がある。

国際交流・協力については、スポーツ国際戦略⁹を踏まえ、国際競技連盟（I F）等における日本人役員数や、スポーツ・フォー・トゥモロー（S F T）事業¹⁰による裨益^{ひえき}国・裨益者数等、第2期計画で設定した目標数値はおおむね達成された。引き続き東京大会後も、我が国の国際的地位の維持・向上等に資するスポーツを通じた国際交流・協力等を積極的に実施していく必要がある。

(3) 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備

【第2期計画で掲げた政策目標】

国際競技大会等において優れた成績を挙げる競技数が増加するよう、各中央競技団体が行う競技力強化を支援する。日本オリンピック委員会（J O C）及び日本パラリンピック委員会（J P C）の設定したメダル獲得目標を踏まえつつ、我が国のトップアスリートがオリンピック・パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等優秀な成績を収めることができるよう支援する。

東京オリンピックでは金メダル数、総メダル数ともに過去最高を更新し、東京パラリンピ

⁸ 令和3年度の20代～50代の週1回以上のスポーツ実施率は、男性が54.4%、女性が48.7%。

⁹ 平成30年9月スポーツ庁策定

¹⁰ 東京大会に向けて、スポーツ庁・外務省が中心に官民連携して、世界のより良い未来のため、開発途上国を始めとする世界のあらゆる世代の人々に、スポーツの価値とオリ・パラ・ムーブメントを広げて行くことを目標にした取組。

ックにおいても総メダル数は過去最高に1個及ばなかったものの、これに迫るメダル獲得等の優秀な成績を収めており、目標に大きく近づく成果を上げているものと考えられる。

このような成果が一過性のもので終わらぬよう、東京大会後も継続して我が国の国際競技力向上に向けた施策を効果的・効率的に進めていく必要がある。

(4) クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

【第2期計画で掲げた政策目標】

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、我が国のスポーツ・インテグリティを高め、クリーンでフェアなスポーツの推進に一体的に取り組むことを通じて、スポーツの価値の一層の向上を目指す。

スポーツ・インテグリティ¹¹の確保については、平成30年12月に「スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン」を策定し、これに基づいた取組を推進してきた。例えば、スポーツ団体の適切な組織運営を行う上での原則・規範を示すスポーツ団体ガバナンスコード（以下「ガバナンスコード」という。）¹²を策定し、統括団体¹³による適合性審査¹⁴を実施する等、関係機関と連携しながら実効性の担保に取り組んでいる。他方、スポーツ団体の不祥事の事案等や不適切な指導が問題となる事案等は生じており、スポーツ関係者のコンプライアンス違反や体罰、暴力等の根絶を目指すとともに、スポーツ団体のガバナンスを強化し、組織運営の透明化を図る必要がある。

ドーピング防止活動については、東京大会等に向けて世界的にも評価される検査体制を我が国において構築することができた。「アンチ・ドーピングにおけるアスリートの権利宣言¹⁵」に記載されているような、クリーンでフェアなスポーツに参加するアスリートの権利を守るためのドーピング防止活動は重要であり、引き続き検査の質的向上や、関係人材の育成等を図っていく必要がある。

（スポーツ行政の総合的な推進を図る上で必要となる考え方）

スポーツ庁は、スポーツ基本法（以下「基本法」という。）の理念である、「スポーツを通じて『国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む』ことができる社会の実現」

¹¹ スポーツが様々な脅威により欠けるところなく、価値ある高潔な状態。脅威の例として、ドーピング、八百長、違法賭博、違法薬物、暴力、各種ハラスマント、人種差別、スポーツ団体のガバナンスの欠如等がある。

¹² スポーツ庁が策定したスポーツ団体が適切な組織運営を行うための原則・規範

¹³ （公財）日本スポーツ協会、（公財）日本オリンピック委員会、（公財）日本パラスポーツ協会の3団体

¹⁴ 統括団体が実施し、中央競技団体が4年ごとに受審する、スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況に関する審査。

¹⁵ 2020年6月に世界ドーピング防止機構（WADA）が公表。

を目指し、スポーツ行政の総合的な推進を図るための中核として、関係省庁と緊密に連携協力しながら多様な施策を推進するために、平成 27 年に創設された。

このようなスポーツ行政の中核的な役割を担う組織として、第 2 期計画の実行を通じて得られた成果や見えてきた課題等を踏まえて、我が国のスポーツが更に発展できるよう、具体的な支援策や環境整備等を検討し、速やかに取組を進める必要がある。

その前提として、第 3 期計画では「なぜ国として『スポーツの発展』を目指す必要があるか」という基本的な問い合わせに立ち返り、「スポーツの価値」とは何か、「スポーツ」をどのようなものとして捉えるかについて改めて確認する。このことを通じて、「スポーツの価値」を発揮するために、また、スポーツの発展を図るために必要な具体的な方策を示していく。その際、スポーツ施策は、国だけでなく、地方公共団体、スポーツ団体、民間事業者、大学・研究機関などの様々な主体が連携・協力しながら取り組む必要があるため、「スポーツの価値」について各主体間で共通認識を持つことが不可欠である。

2. スポーツ基本計画における「スポーツ」の捉え方

(「世界共通の人類の文化」としての「スポーツ」)

平成 23 年に公布された基本法の前文冒頭において「スポーツは、世界共通の人類の文化である」と記されている。第 2 期計画でも示したように、このスポーツには、競技スポーツに加え、散歩やダンス・健康体操、ハイキング・サイクリング、野外活動やスポーツ・レクリエーション活動も含まれており、正に「文化としての身体活動」を意味する広い概念である。

この基本法制定以降 10 年にわたり、こうした前文の趣旨を踏まえ、スポーツの意義や価値が広く国民に共有され、スポーツを「する」「みる」「ささえる」という様々な参画を通じて、より多くの人々がスポーツの楽しさや感動を分かち合い、互いに支え合う「スポーツ文化」の確立を目指して、様々なスポーツ施策が展開してきたところである。

国としては、今後、日本の「スポーツ文化」の成熟に向けて、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定められる「スポーツ基本計画」(以下「基本計画」という。)¹⁶において、必要な方針や具体的施策等を示すことが求められている。

(基本計画で取り扱う「スポーツ」)

こうした「スポーツ文化」の成熟を目指して第 3 期計画を策定するに当たり、まずは「スポーツ」の捉え方を整理する必要がある。

¹⁶ 基本法第 9 条第 1 項「文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。」

具体的には、基本法前文において「スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のもの」と示されていることも踏まえながら、第3期計画では、「スポーツ」は「する」「みる」「ささえる」という様々な形での「自発的な」参画を通して、「楽しさ」や「喜び」を感じることに本質を持つものとして捉えていることとしている。

例えば、スポーツを「する」という観点からは、多様なスポーツを気軽に楽しめる機会と場を通じて、自分もできるという経験から自信が生まれ、また、人ととのふれ合いから仲間意識や人の温かみを感じる機会が生まれるなど、スポーツを通じて人間らしさが育まれるととともに、こうしたスポーツを人々が育み、継承していくことが文化としてのスポーツを根付かせ、人々の生活や心を豊かにすると考えられる。

また、スポーツを「みる」という観点からは、選手が試合や競技に挑戦する姿を「観る」とことから得られる感動に加え、更に「応援」することを通じて、選手と観客が一つとなれる一体感や帰属意識等も得ることが可能になると考えられる。

そして、スポーツを「ささえる」という観点に関しては、試合や競技に挑戦する選手を支えるトレーナー、コーチ、審判員、スタッフ、ボランティアの方々といった様々な人々の力なくして大きなスポーツの大会を成功させることはできない。また、日々の生活の中で、人々が行うスポーツを支える地域の指導者等の役割も重要である。さらに、人による支援に加え、スポーツ・サイエンスやトレーニング方法の研究成果等の様々な科学的データや知見が、選手たちを支えている側面も見逃すことができない。加えて、ドーピング防止活動や紛争解決等のスポーツ・インテグリティの確保を支えるための関係機関の存在も必要である。こうしたスポーツを「ささえる」体制を充実する中で、時には支える側^{がわ}に、また時には支えられる側^{がわ}になることで、人と人との絆^{きずな}や思いやる心を育むことができると考えられる。

このように「する」「みる」「ささえる」を通じて、スポーツに「自発的」に参画し、「楽しさ」や「喜び」を得ることは、人々の生活や心をより豊かにする「Well-being¹⁷」の考え方にもつながるものである。こうした「スポーツの価値」を原点として大切にし、更に高め、生涯を通じてスポーツを「好き」でいられる環境を整えていくことが不可欠である。

そして、このような「スポーツそのものが有する価値」を基本としつつ、スポーツを通じて他の分野にも貢献し、優れた効果を波及したり、様々な社会課題を解決したりすることができるという側面を持つ「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」という観点もあると考える。具体的には、基本法前文にもある通り、スポーツを通じて「地域社会の再生」「健康で活力に満ちた長寿社会の実現」「国民経済の発展」「国際相互理解の促進」等を進めること

¹⁷ 「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）においては、「人々の満足度」として示されている。

で、社会の活性化・課題の解決に寄与することができる事である。また、地域のスポーツ活動を通じて社会的孤立の解消につなげるなどの課題解決にも寄与することができると言える。

今後は、このような「スポーツそのものが有する価値」や「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」を更に高めていく施策に取り組み、スポーツの多様性と可能性を追求していくことが必要となる。

3. 新型コロナウイルス感染症の影響と東京大会の開催を通じて再確認された 「スポーツの価値」

これまで「スポーツの価値」の重要性は、いかなるときにも変わることなく、健 康課題の顕在化・深刻化やコミュニティの弱体化、少子高齢化等の深刻化する社会課題の解 決に寄与するものとして認識されてきたが、特に第2期計画期間中においては、以下の2つ の大きな出来事によって改めてその重要性を確認することとなった。

一つ目の大きな出来事は、新型コロナウイルスの感染拡大である。

新型コロナウイルスの影響の下、スポーツが、いわば「不要不急」のものであるかのごとく扱われ、日々の生活から失われたり、制限されたりすることで、個人にとって見た場合、体力の低下やストレスの増加といった心身の健康保持への悪影響、閉塞感のまん延、日頃の成果発表の機会の喪失などの悪影響が生じた。また、社会にとって見た場合、スポーツを核にした地域における交流の不足や、企業収益の低下など、国民生活や社会活動に様々な悪影響を及ぼしたところでもある。

このように様々な影響が顕在化したこと、むしろ、スポーツが、我々の生活や社会に活力を与えるなど優れた効果を及ぼす重要な価値を持っていることを改めて示すこととなっ た。こうした非常事態においても国民がスポーツの価値を享受できるよう、一層の力を入れてスポーツ実施の推進を図るべきことが認識されるところである。

二つ目の大きな出来事は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で1年延期された上で 開催された東京大会である。

新型コロナウイルスの影響により、開催が1年延期され、その後も世界的に継続する新型 コロナウイルスの感染拡大の影響の下、東京大会について、大会開催の是非を含めて様々な 声が寄せられたところである。

そのような中、徹底した水際対策や行動管理等を通じた感染症対策を行い、オリンピック（以下「オリ」）という。・パラリンピック（以下「パラ」という。）史上初めて大部分の競 技が無観客での開催となった東京大会ではあったが、「する」「みる」「ささえる」といった 様々な立場で参画した人々はもとより、開催地である我が国、そして世界中の人々や社会に 対するスポーツの力によるプラスの影響は大きいものであったと評価できる。

例えば、練習環境の制約や国際試合の中止が相次ぐなどこれまで経験したことのない極めて困難な状況下に置かれたものの、それでもなお、世界中の多くのトップアスリートが、目標に向かって努力を重ね、練習に打ち込んだ成果を発揮すべく、全力で競技に挑んだ。そのような「スポーツをする」真摯な姿は、国内外の多くの人々に感動をもたらした。

また、東京大会から初めて正式競技として採用されたアーバンスポーツと言われる競技を始めとした競技・種目や、パラリンピックの競技・種目などは、初めて目に触れる機会を持った人々が多く、多種多様なスポーツについて新鮮さと高い関心を持って受け入れられた。それに加えて、仲間同士で励まし合う姿、対戦相手が互いのプレーをたたえあう姿といった光景を目の当たりにし、世界中の人々は「スポーツを見る」ことを通じてスポーツの持つ力、そのすばらしさを改めて確認することができた。

さらに、新型コロナウイルスの影響下の中での開催という特別な事情の下、安全・安心な形での大会・競技運営を担った大会スタッフや医療従事者、選手の介助、ガイドや器具・用具の開発・整備等のアスリートの競技活動を支えた関係者、そして、ボランティアの献身的な姿等を目の当たりにし、我が國のみならず世界中の人々に、「スポーツをささえる」ことのすばらしさや重要性を伝えることができたと考える。

以上のことを通じて、スポーツの「人々の心を動かす力」や「楽しさ」を再確認するとともに、スポーツを通じた心身の健康増進や地域・経済の活性化、大規模な国際大会運営で蓄積された知見・データ・ノウハウの積極的な利活用、共生社会に向けた更なる意識向上、国際交流・理解の一層の増進などといった、スポーツが今後の社会の活性化等に寄与する価値を改めて見いだすことができたものと考えられる。

また、東京大会では「多様性と調和」を基本的なコンセプトの一つとして、競技力向上を含めて協力体制を築くなど、いわゆる「オリ・パラ一体」を目指してきたが、こうした大会全体を通して、あらゆる面での違いを受け入れて、互いに認め合う共生社会を育むことの重要性が改めて認識された。

他方、SNSを中心に選手への^{ひぼう}誹謗中傷の問題や、熱中症等のスポーツ活動一般でも生じるような課題が発生するなど、スポーツに取り組む人々の心身の安全・安心が脅かされるような事態も生じたところであり、このようなスポーツの価値を国民・社会が享受するに当たって、その前提を脅かすような事態・状況に対して迅速・適切に対応することの必要性を再認識したところである。

このように、東京大会の開催を通じて得られた数々の貴重な経験は、今後、我が国のスポーツ界がより発展し、また、スポーツを通じて社会の活性化や課題解決を図っていくために極めて重要な意義を持つものであったと考える。

第2章では、「スポーツの価値」が発揮されるために、第2期計画に掲げられている「中

長期的なスポーツ政策の基本方針」等も踏まえつつ、第3期計画において打ち出すべき施策の基本的な方向性を示していく。

第2章 中長期的なスポーツ政策の基本方針と第3期計画における 「新たな視点」

(第2期計画の基本方針の扱い)

第2期計画では、今後5年間に取り組む施策を示すのに先立って、「中長期的なスポーツ政策の基本方針」として、「多面にわたるスポーツの価値を高め、広く国民に伝えていく」ために「計画が目指す方向性を分かりやすく簡潔に示す」こととしており、全ての人々が「する」「みる」「ささえる」という様々な立場でスポーツに関わることにより、

- ① スポーツで「人生」が変わる
- ② スポーツで「社会」を変える
- ③ スポーツで「世界」とつながる
- ④ スポーツで「未来」を創る

という4つの目標の実現に向けて取り組むことを示している。

この方針は我が国のスポーツ推進の在り方について、全ての人が自発的にスポーツに取り組んで自己実現を図り、スポーツの力で輝くことにより、前向きで活力ある社会と、きずな強い社会を創るという方向性を示したものであり、時間をかけて取り組むべきものとして包括的かつ大局的な観点から整理し、示されたものである。

今後、第3期計画期間終了時の5年後だけではなく、10年後の2030年¹⁸以後も見据えた上で、上記の基本方針については第3期計画においても踏襲して、その方針に沿った施策等の検討・実践を図ることが適切と考える。

(第3期計画において推進するための新たな三つの視点)

このように踏襲した中長期的な基本方針に沿った具体的な施策を検討・実践していくに当たって、「人生」「社会」「世界」「未来」が指し示す内容については、第1章で述べた通り、スポーツを取り巻く環境や社会的状況の進展とともに、変化が生じていることに留意する必要がある。

例えば、「人生」については前述の通り、働き方や生活の仕方等のライフスタイルの変化が生じていることに加え、「人生100年時代」と言われる中で既存のライフステージ・ライフコースにとらわれないような変化が生じている。

また「社会」については、情報化社会の進展・技術の進歩は著しく、令和3年にはデジタ

¹⁸ 2030年は、我が国の人口の3分の1が65歳以上の高齢者となることで人口構造の急激な変化を迎えると推計されるなど、社会構造が大きく変化すると言われている。

ル社会形成の司令塔としてデジタル庁も設置されたところである。デジタルツイン¹⁹を始めとしたリアルとデジタルの融合も進む中で、様々な活動を実施するに当たっての新たな手法が導入できるようになることはもとより、物事のパラダイム（価値観・定義）すら変わるような事態も生じているところである²⁰。また、社会の変革に向けて、多くの人・組織が共に活動をすることで、様々な視点や価値観を共有しあう多様性を尊重する声も高まるところである。

「世界」については、2017年7月に「カザン行動計画」が策定されたことからも見て取れるように、スポーツに係る重要課題について取り組むことは世界の潮流である。現在まで、新型コロナウイルスの影響を受けた入国規制等の関係から国際的な人的交流は制限される傾向にあるが、ポストコロナを展望していければ、国籍・人種・地域等を問わず様々な人が様々な場所で活動するグローバル化の流れがとどまることはなく、スポーツの世界においても国際動向に迅速かつ的確に対応していくことが必要となる。

「未来」については、日本は、少子高齢化の進展などにより人口減少社会を迎えると言わされている中で、いかにして「持続可能な社会」を作り上げていくのかが重要となる。世界的に見ても、SDGsが各種施策・取組の目標として掲げられている中、未来に向けて日本社会をどのような形で持続可能な社会に切り替えていくのか、その際、スポーツはどのような貢献が可能なのかについて検討することが急務である。

以上のように、上記の中長期的な基本方針を踏襲しつつ、第2期計画期間中に生じた社会変化や出来事等を踏まえると、第3期計画において施策を示すに当たっては、国民が「する」「みる」「ささえる」ことを真^{しん}に実現できる社会を目指すため、以下の三つの「新たな視点」²¹が必要になると考えられる。

- ① 社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれず柔軟に対応するというスポーツを「つくる／はぐくむ」という視点
- ② 様々な立場・背景・特性を有した人・組織が「あつまり」、「ともに」活動し、「つながり」を感じながらスポーツに取り組める社会の実現を目指すという視点
- ③ 性別²²、年齢、障害の有無、経済的事情、地域事情等にかかわらず、全ての人がスポ

¹⁹ 令和3年版情報通信白書（総務省）によると、「IoT等を活用して現実（フィジカル）空間の情報を取得し、サイバー空間内に現実（フィジタル）空間の環境を再現すること」を指す。

²⁰ 一例として、国際オリンピック委員会（IOC）は、いわゆる「バーチャルスポーツ」について、「身体運動を伴うもの（サイクリングなど）と身体運動を伴わないもの（サッカーなど）の2つの形態」があり、ビデオゲームと区別をすることが重要であるとした上で、「バーチャルスポーツの人気の高まりを生かして、オリンピック・ムーブメント、オリンピックの価値、スポーツ参加を促進し、若者との直接的な関係を育てる。」としている（「Olympic Agenda 2020+5（日本語）」（https://www.joc.or.jp/olympism/agenda2020/pdf/agenda2020-5-15-recommendations_JP.pdf））。このようなIOCにおける指針等の国内外の動向を踏まえながら、引き続きスポーツ庁としても、「バーチャル」と「スポーツ」との関わり（いわゆる「eスポーツ」の捉え方を含む。）について検討していく必要がある。

²¹ ここで「新たな視点」として掲げている視点を踏まえた取組等は、これまで個々のスポーツ・教育の現場等においては実践されているところもあるが、今回の第3期計画においては、国のスポーツ行政に係る計画として各種施策等の方向性を示すうえでの基本的な視点として初めて整理をすることから、「新たな視点」として示すものである。

²² 例えば、第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）においては「男女共同参画社会の実現に向け

ーツにアクセスできるような社会の実現・機運の醸成を目指すという観点

なお、これら三つの観点については、それぞれが完全に独立したものとして捉えるのではなく、相互に密接に関係し合う側面があることにも留意する必要がある。

(第3期計画の新たな観点①－スポーツを「つくる／はぐくむ」－)

「スポーツの価値」を国民・社会が享受するに当たっては、一人でも多くの人がスポーツに参画できるような環境を整えていく必要があると考える。

他方、例えば、スポーツに関心を持たない層や苦手な層にとって、その多くは、学校や地域のスポーツ環境の場等において、これまでと変わらないスポーツの種類や実施方法等に対して、魅力を感じられず興味がわからなかったり、不満や非効率さを感じていたりするような場合があることが想定される。

そのような課題を乗り越えるためには、社会情勢や個々人の置かれた状況に応じて、既存のスポーツの枠組みや考え方のみにとらわれることなく、それらを不斷に柔軟に見直し・改善し、最も適切・有効な、あるいは個々の状況等に柔軟に応じた方法やルールを考え出したり、創り出したりするといった、スポーツを「つくる／はぐくむ」という観点が、新たに必要になると考えられる。また、世界に誇れる伝統的な我が国の武道の推進を図るとともに、アーバンスポーツ等の新しいスポーツへの参画や誰もが等しく参加できるスポーツの導入などの多種多様なスポーツの存在・意義を発信し、国民が実施する機会を創出することが必要である。

なお、このことは、飽くまで、スポーツを楽しみ、喜びを感じながら取り組めるようにするため、既存の手法・態様のみに固執するのではなく、環境や状況に応じて柔軟に見直し、改善しながら取り組むことを促す趣旨のものとして考えるべきである。

(第3期計画の新たな観点②－「あつまり」、スポーツを「とともに」行き、「つながり」を感じる－)

新型コロナウイルスの影響によりスポーツ活動が制限されたことを受けて生じた影響の一つとして、これまでスポーツを通じて関わりを持っていた地域や仲間との交流が失われたということがある。

他方、東京大会で初めて追加されたアーバンスポーツ等の競技を含め、難度の高いパフォーマンスに挑戦した選手を対戦相手が称賛し合うような光景も話題となったところであり、スポーツを通じて人々がつながり合う姿が印象的に示されたところである。

また、「オリ・パラ一体」がキーワードとしてあげられ、選手同士の交流や双方の競技等

て取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認（性同一性）に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるものである。」と示している。

への理解が進んだことに加え、国民にとっても、障害の有無にかかわらず、様々な人々が個々の力を發揮できるようになるという「当然あるべき」社会の実現の必要性を意識させる契機となった。

これまでのスポーツを通じて多様な人々と様々な境界等を越えて交流ができるような環境づくりや共生社会の実現に向けた取組を更に推し進めつつ、既存の区別や整理の仕方を所与の前提として固定的に捉えるのではなく、一人一人が置かれた状況や事情、特性等も踏まえ、様々な立場にある人々誰もが「ともに」活動し、「つながり」を感じながらスポーツを楽しめる社会の実現を目指し、環境の整備や機運の醸成をすることが、今後より重要になると考へる。

また、スポーツの機会を提供する側^{がわ}や、スポーツを通じて社会経済の活性化を図ろうとする側^{がわ}にとっても、個々の力のみで活動を実施することにとらわれることなく、様々な立場・背景を持った人々・組織が「あつまり」、「ともに」課題の対応や活動の実施を図っていくという視点が重要となる。その際、実際に集まることにとどまらず、情報や知見を共有し合うことも考えられる。

(第3期計画の新たな視点③－スポーツに「誰もがアクセス」できる－)

スポーツに参画し、スポーツの価値を体感できるような社会を実現するためには、その前提として、性別、年齢、障害の有無、経済的事情、地域事情等、それぞれが置かれた状況によって、スポーツに取り組むことを諦めたり、望まずに途中で離れたりすることがないよう、全ての人がスポーツにアクセスできる社会の実現や機運の醸成を目指すことも重要である。

このスポーツに「誰もがアクセス」できるという視点は、スポーツ活動を実施する上で求められることに加え、昨今の人口減少社会等により、スポーツ活動の担い手不足という課題解決を図る上でも重視されるべきものである。また、アクセスをすることことができたとしても、その後、自分の意志に反してスポーツから離れることのないよう、様々な支援策を講じることを通じて、スポーツにアクセスし続けられる環境を整えるとともに、スポーツに取り組む人々の心身の安全・安心の確保にも配慮していくことが求められる。

第3期計画においては、以上三つの視点を基軸として、第2期計画期間中に「中長期的なスポーツ政策の基本方針」に沿って進められた施策・取組の達成状況等を分析して、成果や課題を明確化した上で、具体的な施策を位置付けていくことが必要である。

第2部 今後取り組むべきスポーツ施策と目標

第1章 東京大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に向けて、特に 重点的に取り組むべき施策

新型コロナウイルスの影響により1年開催を延期し、更にほとんどの競技が無観客で実施されるという、過去に例のない形で東京大会は開催された。

この東京大会を経た後の、我が国におけるスポーツの在り方については、ひとえに、東京大会開催を通じて得られた「スポーツ・レガシー」を、どのように継承・発展していくのかにかかっていると言っても過言ではない。我が国の取組は、今後長い期間にわたって世界中から注視されることになると考えられる。

そのため、第3期計画においては、東京大会の無形・有形のスポーツ・レガシーの継承・発展に向けて、従前の方法に加え、新たな考え方・視点・手法を取り入れ、様々な関係者との連携・協力の下、以下に掲げる通り、特に重点的に取り組むべき施策群を明確に示すこととする。

（1）東京大会の成果を一過性のものとしない持続可能な国際競技力の向上

我が国のアスリートがひたむきに努力し、試合で躍動する姿は、国民の誇りや喜び、感動につながり、スポーツへの関心を高めるものであり、このことを通じて国に活力をもたらすものである。東京大会における好成績²³を一過性のものとせず、東京大会のレガシーとして今後も我が国国際競技力を向上させるため、これまでの取組の成果を引き継ぎ、中央競技団体（N F）が策定する中長期の強化戦略プランの実効化を継続的に支援するほか、ハイパフォーマンススポーツセンター（H P S C²⁴）と大学等との連携強化による研究推進や人材育成に取り組み、スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援やトレーニング環境を充実させる。

また、H P S Cの知見の還元や地域の関係機関との連携強化等を通じた地域の競技力向上に向けた体制構築、N Fにおけるアスリート育成パスウェイの構築等を通じて世界で活躍するトップアスリートを継続的に輩出するなど、オリ・パラ大会実施競技以外の競技も含め、持続可能な国際競技力の向上を図る。

²³ オリンピックにおいては金メダル数、総メダル数とともに過去最高を更新し、パラリンピックにおいても総メダル数は過去2番目の多さとなったほか、8位以上の入賞者数も近年のオリ・パラ大会と比べて大幅増となった。

²⁴ 東京都北区・西が丘にある国立スポーツ科学センター（JISS）とナショナルトレーニングセンター（NTC）の機能を一体的に捉えた、JSCが運営する我が国国際競技力向上の中核拠点

【第3章（3）「国際競技力の向上」(P. 38)参照】

（2）安全・安心に大規模大会を開催できる運営ノウハウの継承

新型コロナウイルスの影響下という極めて困難な状況の中でも、我が国において東京大会という大規模国際競技大会を安全・安心に開催することができた運営ノウハウを整理・蓄積し、我が国で今後開催が予定されている第19回FINA世界水泳選手権2022福岡大会、2026年の第20回アジア競技大会（愛知・名古屋）、ワールドマスターズゲームズ関西を始めとした大規模国際競技大会の開催運営に資する形で継承していく。

【第3章（4）「スポーツの国際交流・協力」(P. 43)参照】

また、東京大会等に向けて育成・構築した国際的にも高いレベルと評価されているドーピング防止活動に係る人材やネットワーク等を、国内外のスポーツ大会等の様々な活動に有効に活用できるよう取り組んでいく。

【第3章（12）「スポーツ・インテグリティの確保」(P. 67)参照】

さらに、東京大会においては、ボランティアや専門的スタッフ等、スポーツ活動を「ささえる」人材が大いに活躍したことを踏まえ、今後も様々な形でスポーツ活動を「ささえる」人材の活躍が広まるよう、人材の安定的・継続的な確保と養成、その質の向上等に取り組んでいく。

【第3章（10）「スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」」(P. 58)参照】

加えて、ラグビーワールドカップ2019での成果を踏まえ、東京大会でも準備されたスポーツホスピタリティの取組については、国内外からスポーツ観戦に集まった人々が、充実した試合観戦とともに観戦者間でもコミュニケーションがとれる機会の提供等を通じて、その満足度を高め、絆を深める効果が期待されることから、今後日本で開催される国際大会等においてもスポーツホスピタリティの向上に取り組み、経済活性化や地域活性化等に資する方策を検討していく。

【第3章（6）「スポーツの成長産業化」(P. 50)参照、（7）「スポーツによる地方創生、まちづくり」(P. 51)参照】

（3）東京大会を契機とした共生社会の実現、多様な主体によるスポーツ参画の促進

東京大会は、国籍、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず多様な人が同じ場に集い、そ

それぞれの能力を発揮して競い合い、互いを認め合う場となった。こうした姿は、「する」「みる」「ささえる」を通じて東京大会に関わった世界中の人々に大きな感動を与え、相互理解を一段深めるとともに、共生社会の価値を実感させた。大会を通じた共生社会に対する理解・関心の高まりと、大会によるスポーツの機運向上を契機とし、誰もがスポーツに参画できるような機会の創出・意識の醸成や、オリ・パラの競技団体の連携強化、研究現場・医療現場等の関係者との連携深化等に取り組んでいく。特に、共生社会の実現に向けた取組を東京大会前後の一過性のものとすることのないよう、東京大会を契機に整備されたバリアフリー・ユニバーサルデザインの先進的なスポーツ施設についての仕様や利活用方法等に関する情報発信を行うなど、スポーツを実施する者の多様なニーズを踏まえた環境整備の促進を図る。

また、東京大会では選手村にポリクリニック及びフィットネスセンターを一体的に設置し、医師、歯科医師、看護師はもとより理学療法士等のコメディカルスタッフも含めたスポーツ医・科学の素養を持つ多様な職種を配置して、これらの専門性を最大限に活用して、世界最先端の取組に並ぶ切れ目のない連携の下で選手のサポートを行っており、選手や大会関係者から高い評価を得ている。こうしたサポートが受けられる環境は、大規模国際競技大会の場面に限らずアスリートが競技や練習に取り組む際に恒常に必要なものであることを踏まえ、これら多様な職種が連携してアスリートのサポートを行う体制の整備に取り組む。そして、こうした取組を人々の日常的なスポーツの場面にも展開し、国民の健康増進に寄与していく。加えて、地方公共団体や関係団体等と連携し、プレーヤーを安全・健康管理等の面で支えるスポーツドクターやスポーツデンティスト、アスレティックトレーナー等の専門スタッフや、スポーツファーマシスト等の人材の養成・活用を図っていく。

【第3章（1）「多様な主体におけるスポーツの機会創出」（P. 28）、（5）「スポーツによる健康増進」（P. 47）、（8）「スポーツを通じた共生社会の実現」（P. 55）、（10）「スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」」（P. 58）等参照】

加えて、東京大会に向けて取り組まれてきたオリ・パラ教育²⁵の知見・経験をいかし、スポーツを通じて展開される特色ある教育活動を推進するほか、アーカイブ化等を通じて、貴重なスポーツ資料を保存し、広く二次利用を可能とする。

25 「オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて 最終報告（平成 28 年 7 月 21 日）」によれば、「オリンピック・パラリンピック教育」とは、大別して、①「オリンピック・パラリンピックそのものについての学び」と、②「オリンピック・パラリンピックを通じた学び」から構成される。

「オリンピック・パラリンピックそのものについての学び」は、オリ・パラに関する知識（歴史、競技種目、アスリートのパフォーマンスや努力のすごさ、オリンピック精神、パラリンピックの意義、用具の工夫・開発やクラス分け等のパラリンピックの特性等）のほか、選手の体験・エピソード、大会を支える仕組み、オリ・パラの負の部分と改善に向けた取組（商業主義が引き起こす歪みと IOC 改革の取組、スポーツの公平性を蝕むドーピングの問題点とドーピング防止の取組等）についての学びが考えられる。

「オリンピック・パラリンピックを通じた学び」は、オリ・パラを契機としてスポーツの価値（スポーツが個人や社会にもたらす効果）等が考えられる。具体的には、スポーツまたはスポーツマンシップが、チャレンジや努力を尊ぶ態度、ルールの尊重やフェアプレーの精神、スポーツ・インテグリティの保持、他者の尊重や自己実現、健康増進等にもたらす効果を学び、スポーツをしようとする気運や体を動かすことへの自発的な関心の向上、生涯にわたってスポーツに積極的に参画することにつなげること等が求められる。